

生活保護費不正受給事案について

1 生活保護費不正受給事案の概要

令和3年5月、本市の生活保護受給者が、生活保護費を実際の必要額よりも水増しして請求し、本市から現金を騙し取ったとして、世帯主と妻が逮捕、起訴される事件が発生した。

(1) 当該世帯（年齢は逮捕当時）

逮捕された世帯主（53歳）と妻（47歳）のほか、世帯員（90代）の3人世帯

(2) 起訴内容

当該世帯に対し、居宅確保までの間の宿泊施設の宿泊費として当該世帯に支給していた住宅扶助に関して、実際の宿泊費よりも金額が水増しした虚偽の領収書を市に提出し、実際の宿泊費よりも高額な宿泊費を住宅扶助として受け取り、市から現金を騙し取った詐欺容疑。

(3) 本市の被害額

ア 警察に被害届を提出した額 14,391,680円

平成30年9月から令和3年4月までに世帯主の口座に振り込んだ住宅一時扶助

（平成30年8月分から令和3年3月分までの宿泊費）

イ 本市の調査で判明した、世帯が実際に水増しして請求していた額 5,775,024円

生活保護法（以下「法」という。）第78条に基づき費用徴収を決定し請求

(4) 裁判の結果

ア 世帯主（主犯格） 懲役6年の実刑判決（令和7年7月16日確定）

イ 妻（共犯格） 懲役3年6月の実刑判決（令和4年4月8日確定）

2 当該世帯に対する生活保護の適用状況について

(1) 当該世帯への生活保護の開始から廃止までの経緯

年 月	内 容
平成25年7月	当該世帯の生活保護開始。
平成26年10月	当該世帯が居宅から退去。
平成26年11月	当該世帯の居宅退去に係る宿泊費の取扱いについて、盛岡市が全額扶助することを決定。
令和3年5月	警察から世帯主に生活保護費に係る詐欺（宿泊費の水増し請求）の疑いがかけられていることを知らされ、令和3年4月1日付けで当該世帯の生活保護を停止。 世帯主、詐欺の容疑で逮捕。
令和3年6月	妻、詐欺の共犯容疑で逮捕。 当該世帯の生活保護廃止。

(2) 当該世帯に対する対応

当該世帯の世帯主は、保護開始当初から、ケースワーカーや査察指導員だけではこちらの話を聞こうとしないなど対応が難しい人物であり、ケースワーカーではなく課長が担当するという極めて特殊なケースになっていた等、当該世帯への対応には、検証すべき事項や問題点があった。

(3) 生活保護法施行事務監査における当該世帯の取扱い

岩手県による生活保護法施行事務監査において、平成27年度から、当該世帯を意図的に監査の対象から除外していたことは国、県の信用を損なう法令に反する行為であり、結果として、市の損失を招いた。

3 当該世帯に支給した宿泊費について

(1) 宿泊費支給の経緯

当該世帯が、居宅から強制退去させられ、やむを得ず宿泊施設に宿泊することとなつたが、生活保護手帳別冊問答集第7－1－(4)一時扶助後段の記述※に基づけば請求された宿泊費を全額扶助できると判断し支給した。

ア 世帯に支給した住宅一時扶助の総額 31,780,738円

イ 支給期間 平成26年10月分から令和3年3月分まで（6年6か月分）

※ 「予想外の事故や生活の場の転換に際し最低生活の基盤の物質の確保に多額の費用を必要等とする」と記載。なお、「生活保護手帳別冊問答集」とは、生活保護法関係法令及び通知等を整理し掲載している生活保護手帳を補うために、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡などを収載した書籍

(2) 支給した宿泊費等に対応する国庫負担金の返還

厚生労働省から、宿泊費全額扶助の根拠とした記述は、支給根拠とはなり得ないとの見解が示されたことから、支給した宿泊費等に対応する国庫負担金を返還した。

国庫負担金の返還額 19,370,647円

(3) 当該世帯に対して行った法第63条に基づく費用返還請求

法第63条に基づき、当該世帯に支給した、水増し請求分を除く時効未到来分の宿泊費の費用返還を求めたが、令和5年10月20日に世帯主から審査請求が県に提出され、令和6年10月2日に県の裁決の結果、費用返還決定処分が取消しされた。

ア 費用返還を求めた額 8,113,600円（平成30年10月分から令和3年3月分まで）

イ 処分取消しの理由

支給の前提となる適法な申請行為や決定通知書が交付されておらず行政処分としての効力が発生していない 等

4 盛岡市生活保護費の支給に関する第三者委員会による検証について

生活保護開始時点から逮捕に至るまでの事務手続き等を含む全般について、客観的かつ公正な視点で検証してもらうために、市長の諮問機関として設置した。

(1) 設置日 令和3年7月27日

(2) 検証された項目

①生活保護の支給決定、②病状の把握・稼働能力判断、③県外医療機関の受診容認、④自動車保有の容認、⑤宿泊費支給の経緯、⑥当該世帯の課長対応、⑦ケース記録を残していなかったこと、⑧訪問調査活動が実施されていなかったこと、⑨資産申告書及び収入申告書の定期的な徴取がされていないこと、⑩県の監査対象から当該世帯を除外していたこと、⑪宿泊費の扶助の長期化、⑫不当要求行為としての対応を行わなかったこと

(3) 検証結果の答申日 令和7年9月5日

(4) 検証の結果

12項目全てにおいて市の対応に問題があり、本事案の問題点が次の4つに整理された。

ア 組織の機能不全

イ 危機管理意識の欠如

ウ コンプライアンス意識の欠如

エ 関係機関との連携の不足

(5) 再発防止に向けて取組むよう提言された事項

ア 組織的対応力の向上

- ① 受け持ち件数の適正化、② 職員配置の配慮、③ 風通しのよい職場環境づくり、④ 組織的な判断及び対応

イ 危機管理体制の向上

- ① 対応することが難しいケースの対応力向上、② コンプライアンス意識の向上、③ 関係機関との連携の強化、④ チェック体制の確立

(6) 提言に対する本市の対応状況

別紙「第三者委員会からの提言に対する市の再発防止の取組」のとおり。

今後も確実に取組を実施し、再び同様な事案を起こすことがないように図っていく。